

◎佐賀県条例第10号

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県職員定数条例（昭和24年佐賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 警察の職員</p> <p>警察官 <u>1,702人</u></p> <p>その他の職員 295人</p> <p>(階級別定員は、別表のとおりとする。この場合において、警視、警部及び警部補（巡査部長を含む。）の現員が定員に満たないときは、総数<u>1,702人</u>を超えない範囲で巡査の定員を増加することができる。)</p> <p>(10) 略</p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>警察官の階級別定員表</p> <table border="1"><thead><tr><th>階級別</th><th>定員（人）</th></tr></thead><tbody><tr><td>警視</td><td>79</td></tr><tr><td>警部</td><td><u>161</u></td></tr><tr><td>警部補（巡査部長を含む。）</td><td><u>949</u></td></tr></tbody></table>	階級別	定員（人）	警視	79	警部	<u>161</u>	警部補（巡査部長を含む。）	<u>949</u>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 警察の職員</p> <p>警察官 <u>1,710人</u></p> <p>その他の職員 295人</p> <p>(階級別定員は、別表のとおりとする。この場合において、警視、警部及び警部補（巡査部長を含む。）の現員が定員に満たないときは、総数<u>1,710人</u>を超えない範囲で巡査の定員を増加することができる。)</p> <p>(10) 略</p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第2条の2 略</p> <p><u>2 前項第8号に掲げる職員が職務に復帰した場合は、1年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>警察官の階級別定員表</p> <table border="1"><thead><tr><th>階級別</th><th>定員（人）</th></tr></thead><tbody><tr><td>警視</td><td>79</td></tr><tr><td>警部</td><td><u>162</u></td></tr><tr><td>警部補（巡査部長を含む。）</td><td><u>953</u></td></tr></tbody></table>	階級別	定員（人）	警視	79	警部	<u>162</u>	警部補（巡査部長を含む。）	<u>953</u>
階級別	定員（人）																
警視	79																
警部	<u>161</u>																
警部補（巡査部長を含む。）	<u>949</u>																
階級別	定員（人）																
警視	79																
警部	<u>162</u>																
警部補（巡査部長を含む。）	<u>953</u>																

改正前		改正後	
巡査	<u>513</u>	巡査	<u>516</u>
計	<u>1,702</u>	計	<u>1,710</u>
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。